

本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- 平成23年の調査によると、女性の10.6%、男性の3.3%はこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」と回答。
- 被害者は、相手と離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」、「自分の体調や気持ちが回復していない」等の困難な状況に直面。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の93.1%が女性（平成24年）。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に222か所（平成25年3月現在）。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加（平成23年度に寄せられた相談件数は8万2,099件）。
- 配偶者暴力防止法施行後平成24年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は2万2,959件。

第2節 性犯罪の実態

- 平成24年中の強姦の認知件数は1,240件、また、強制わいせつの認知件数は7,263件で、いずれも前年比増加。
- 平成23年の調査によると、これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は7.7%。若年・低年齢時の被害が多い。
- また、異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人は67.9%。

第3節 売買春の実態

- 平成24年中の売春関係事犯検挙件数は1,282件で、前年比減少。
- 平成24年中の要保護女子総数は897人で前年比減少だが、そのうち未成年者が占める割合は27.8%と前年比増加。
- 平成24年中の児童買春事件の検挙件数は、695件で前年比減少。

第4節 人身取引の実態

- 平成24年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は27人で、前年比増加。

第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- 平成24年度中の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は9,981件。

第6節 ストーカー行為の実態

- 平成24年中のストーカー事案に関する認知件数は1万9,920件。
- 平成24年中のストーカー行為での検挙件数は340件、禁止命令等違反での検挙件数は11件。

第1節 配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)を実施した。同調査によると、これまでに結婚したことがある人(2,598人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性3.3%、「1,2度あった」という人は、女性22.3%、男性15.0%となっており、1度でも受けたことがある人は、女性32.9%、男性18.3%となっている(第1-5-1図)。

(様々な困難な状況に置かれる被害者)

内閣府は、配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調査を実施し(回答799人)、その結果を平成19年1月

に公表した。調査結果によると、配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難な状況に置かれていた(第1-5-2図)。

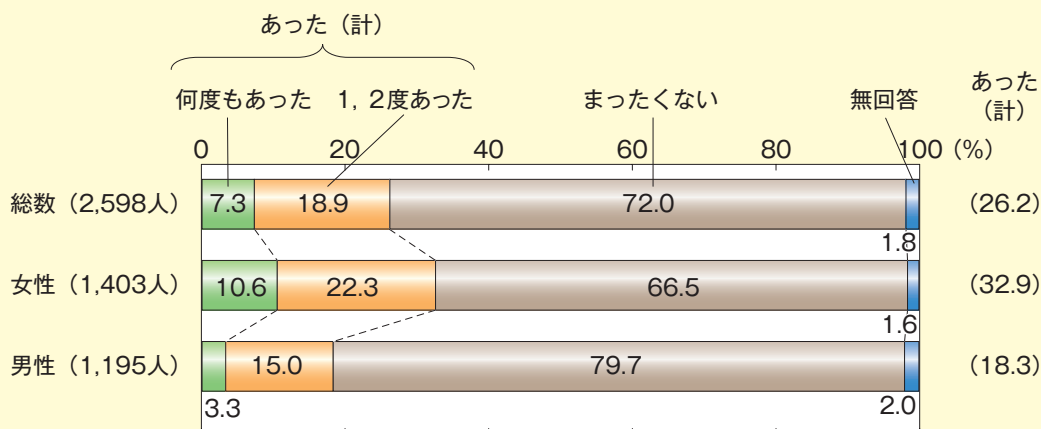
(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成24年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人、傷害、暴行は4,457件、そのうち4,149件(93.1%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は153件中93件(60.8%)と、やや低くなっているが、傷害は2,183件中2,060件(94.4%)、暴行は2,121件中1,996件(94.1%)、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている⁷(第1-5-3図)。

第1-5-1図 配偶者からの被害経験(男女別)

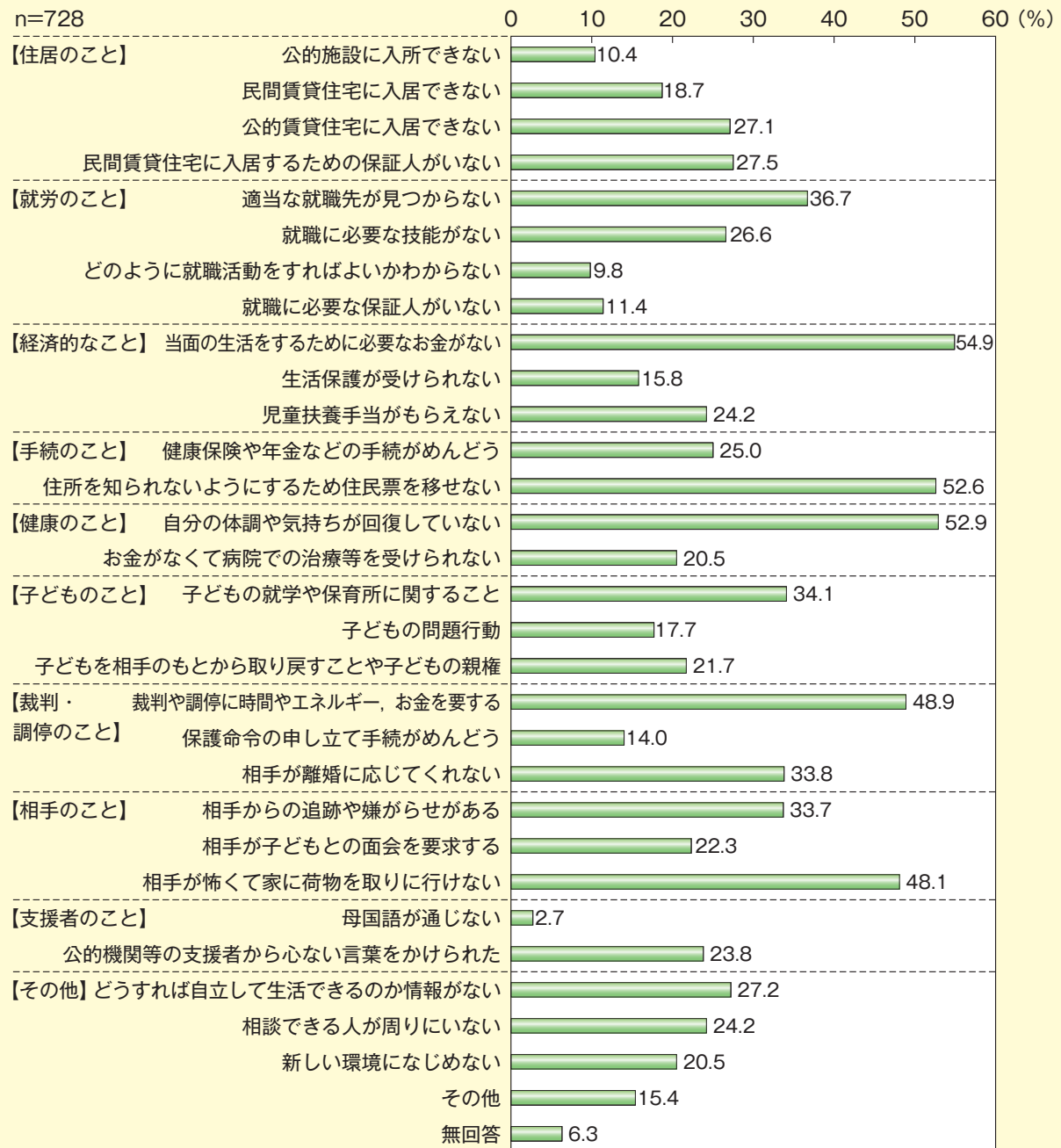
「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
 2. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。

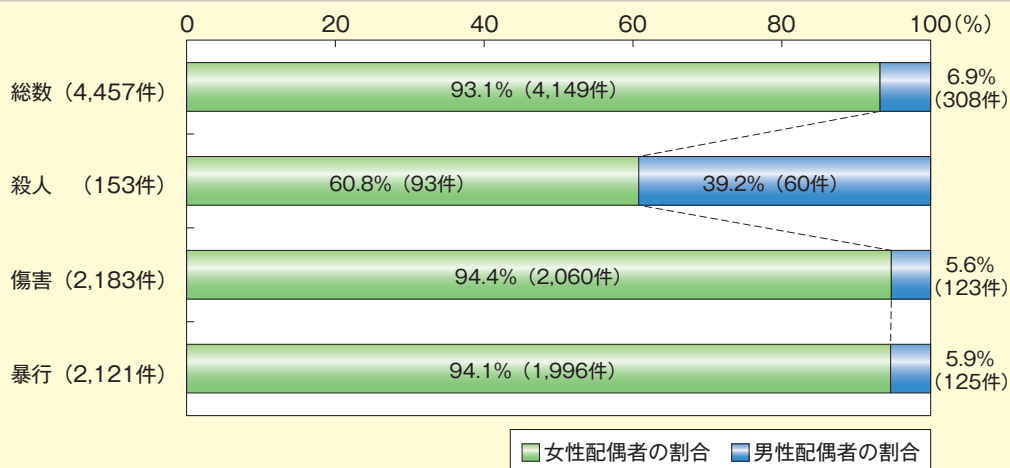
⁷ 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

第1-5-2図 離れて生活を始めるに当たっての困難



(備考) 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年)より作成。

第1-5-3図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）（平成24年）



(備考) 警察庁資料より作成。

(増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別に見ると、傷害はこれまで高水準で推移してきたが、平成24年において、2,060件と急増し、暴行も1,996件と急増した⁸ (第1-5-4図)。

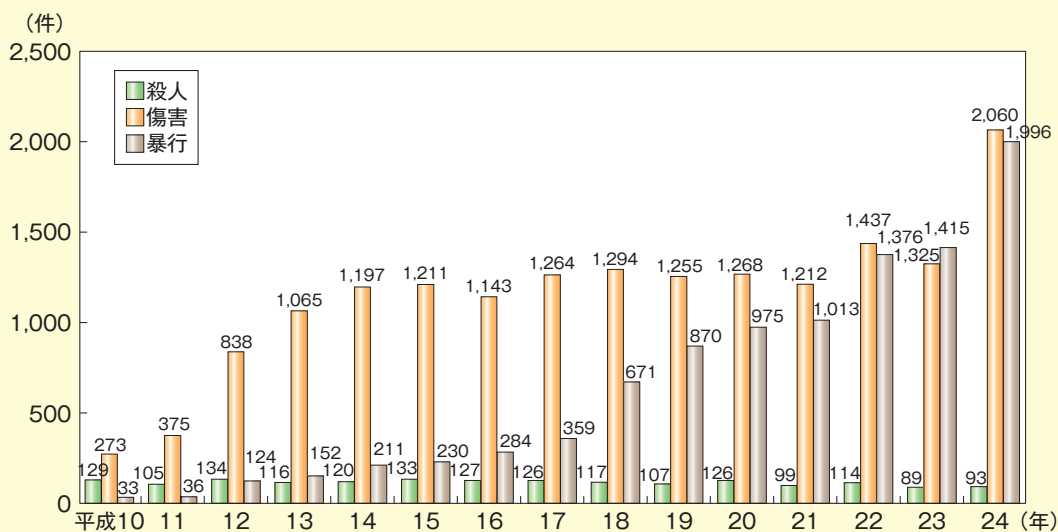
(夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数)

平成23年度の家庭裁判所における婚姻関係事件の

既済総件数は6万7,779件、うち妻からの申立総数は4万9,138件、夫からの申立総数は1万8,641件となっている。

妻からの申立ての動機は、「性格が合わない」(43.6%)に次いで「暴力を振るう」(28.8%)が多く、さらに、「生活費を渡さない」(25.3%),「精神的に虐待する」(24.6%)等、夫からの暴力が大きな動機の一つとなっている (第1-5-5図)。

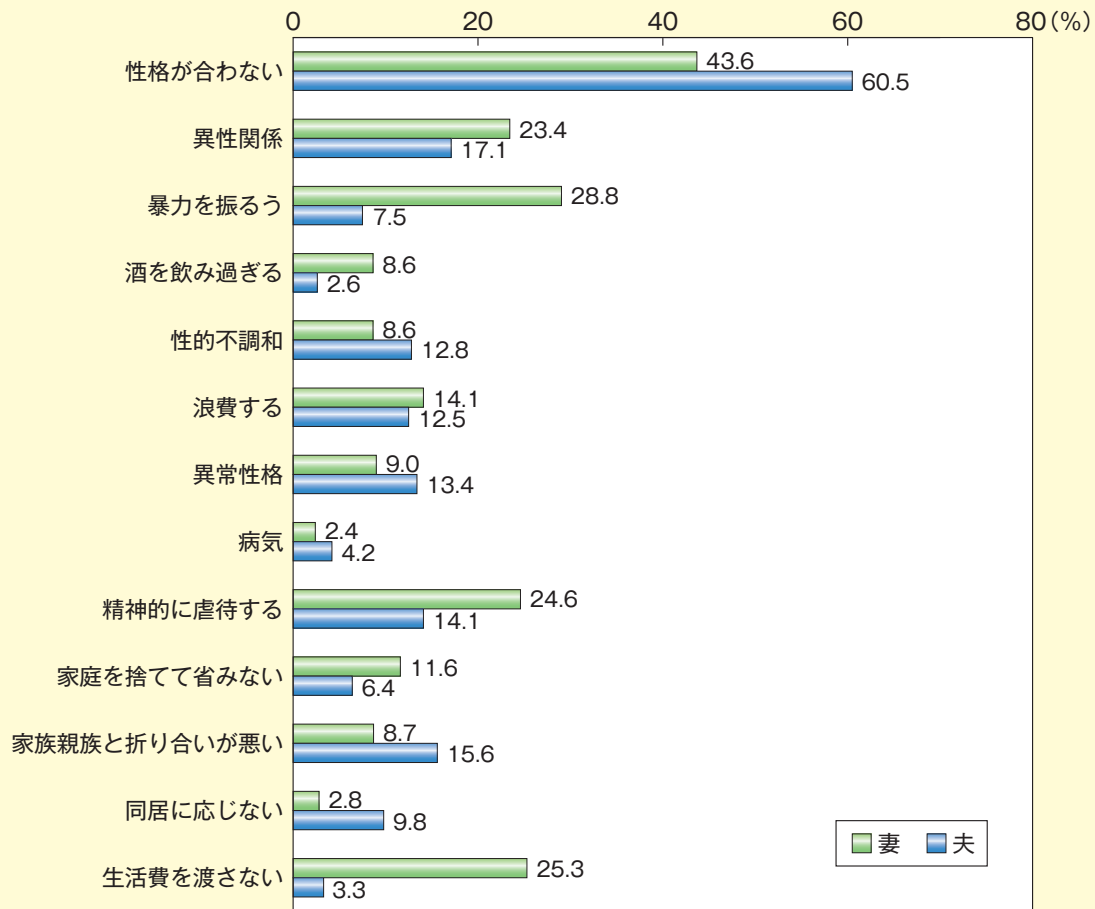
第1-5-4図 夫から妻への犯罪の検挙状況



(備考) 警察庁資料より作成。

⁸ 脚注7に同じ。

第1-5-5図 婚姻関係事件における申立ての動機別割合



(備考) 1. 最高裁判所「司法統計年報」(平成23年度)より作成。
2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数)

平成19年7月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が改正され、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。

配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しており、平成25年3月現在、全国222か所(うち市区町村が設置する施設は49か所)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。23年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は8万2,099件で、毎年度増加している。

また、法施行後平成24年12月末までの間に、警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、26万6,341件(平成24年の対応件数は

4万3,950件)で、ここ数年、毎年増加している(第1-5-6図、第1-5-7図)。

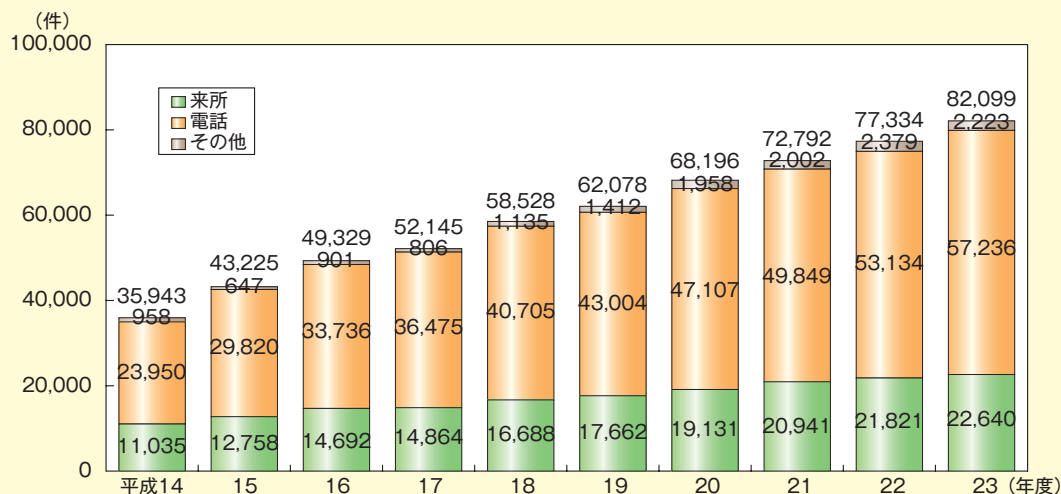
(婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由)

平成23年度中の婦人相談所一時保護所(委託を含む。)への入所理由のうち「夫等の暴力」を挙げた者の割合は、71.2%となっている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由を見ると、「夫等の暴力」を挙げた者の割合はそれぞれ43.6%、56.1%となっている。いずれの施設においても、「夫等の暴力」を理由とする入所が最も高い割合となっている(第1-5-8図)。

(シェルター設置状況)

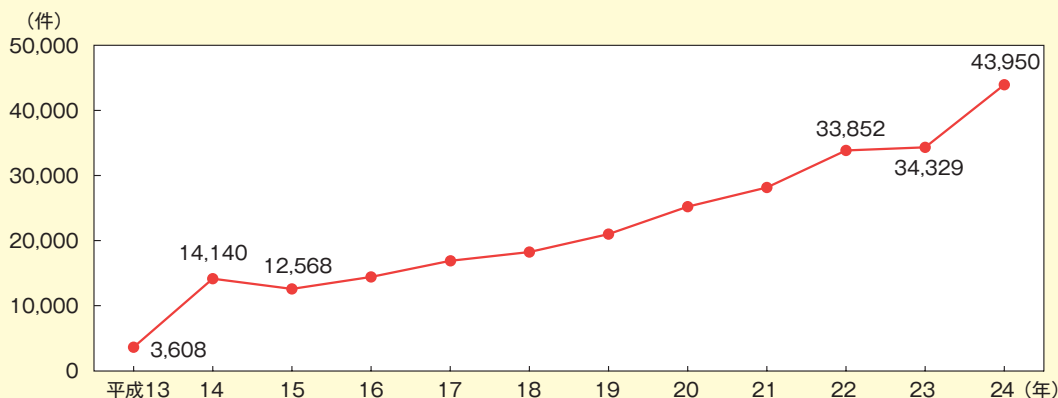
シェルター(配偶者からの暴力等から逃れてきた女性のための一時避難所)として利用できる施設で

第1-5-6図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



(備考) 内閣府資料より作成。

第1-5-7図 警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数



(備考) 警察庁資料より作成。

法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、全国に49か所（平成24年4月1日現在）、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に49か所（公営22か所、民営27か所（平成24年4月1日現在））、母子生活支援施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、全国に269か所（公立141か所、私立128か所（平成24年3月末現在））がそれぞれ

設置されている。

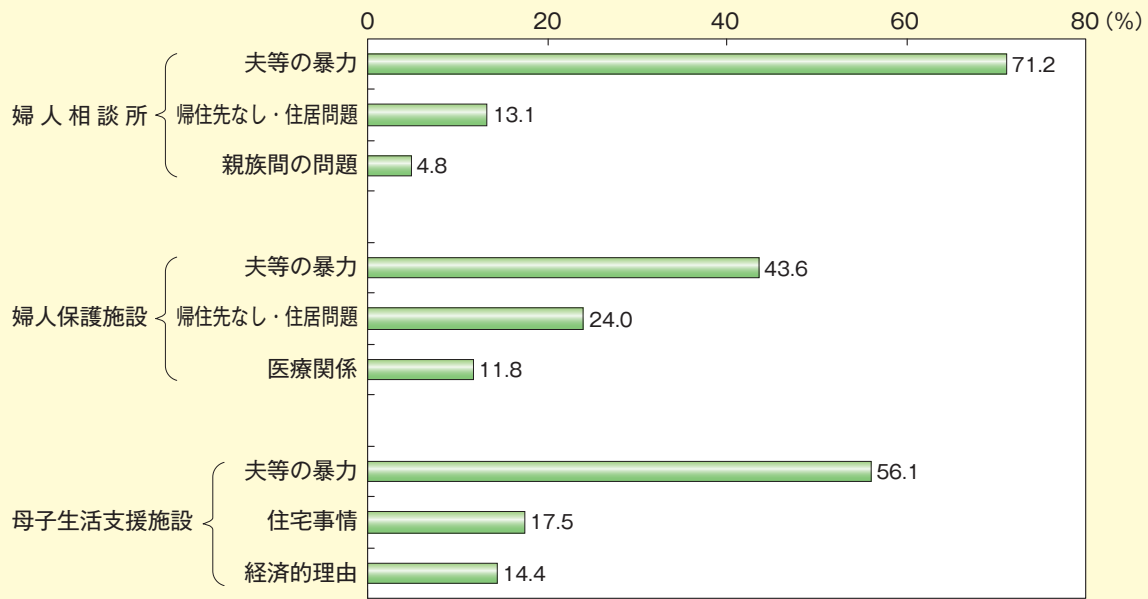
このほかに、民間の団体等が自主的に運営している民間シェルターがあり、被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法⁹では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発

⁹ 配偶者暴力防止法は、これまで2度の改正を経ており、平成16年12月に施行された第1次改正において、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できることとされた。20年1月に施行された第2次改正においては、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、保護命令を発令することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することができることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設された。

第1-5-8図 婦人相談所一時保護所（委託を含む。）並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由（平成23年度）



（備考）厚生労働省資料より作成。

する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

法施行後から平成24年12月末までに終局した保護命令事件2万8,985件のうち、申立書に配偶者暴力相談支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは4,266件、警察への相談等の事実の記載のみがあったのは1万4,221件、双方への相談等の事実の記載があったのは9,764件となっている。また、申立書に宣誓供述書が添付されたのは620件となっている。

終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は2万2,959件（79.2%）、そのうち被害者に関する

保護命令のみ発令されたのは1万392件（45.3%）となっている。また、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは、2,411件（10.5%）、「子」への接近禁止命令が発令されたのは、8,968件（39.1%）、「親族等」への接近禁止命令が発令されたのは、1,188件（5.2%）となっている（第1-5-9表）。

法施行後平成24年12月末までの間に保護命令が発令された事件の平均審理期間は12.8日となっている。

なお、法施行後から平成22年12月末までの間の保護命令違反の検挙件数は606件である。

第1-5-9表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(単位：件)

	新受件数		既済件数														却下	取下げ等				
	総数	総数	認容（保護命令発令）件数																			
			うち、生命等に対する脅迫に係るもの	うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの	1. 被害者に関する保護命令のみ発令された場合						2. 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		3. 「子への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）		4. 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）							
(1) 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	(2) 接近禁止命令・退去命令	(3) 接近禁止命令・電話等禁止命令			(4) 接近禁止命令のみ	(5) 退去命令のみ	(6) 電話等禁止命令（事後発令）	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な親族等への接近禁止命令									
平成13年	171	153			123				32		91	0									4	26
平成14年	1,426	1,398			1,128				326		798	4									64	206
平成15年	1,825	1,822			1,468				406		1,058	4									81	273
平成16年	2,179	2,133			1,717				554		1,098	5			55	5					75	341
平成17年	2,695	2,718			2,141				190		730	4			1,205	12					147	430
平成18年	2,759	2,769			2,208				166		710	8			1,320	4					146	415
平成19年	2,779	2,757			2,186				173		640	7			1,364	2					140	431
平成20年	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450			
平成21年	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526			
平成22年	3,096	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504			
平成23年	2,741	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458			
平成24年	3,145	3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504			
合計	29,063	28,985	3,504	22,959	2,654	633	1,971	2,020	5,690	68	10	2,406	5	8,928	40	1,156	32	1,462	4,564			

- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表の2、3、4のそれぞれ（1）が前者、1の（6）、2、3、4のそれぞれ（2）が後者である）。
 4. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。
 5. 平成24年の数値は、速報値である。

第2節 性犯罪の実態

(強姦・強制わいせつの認知件数)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成16年から減少傾向が続いていたが、24年は1,240件であり、前年に比べ55件（4.6%）増加した。

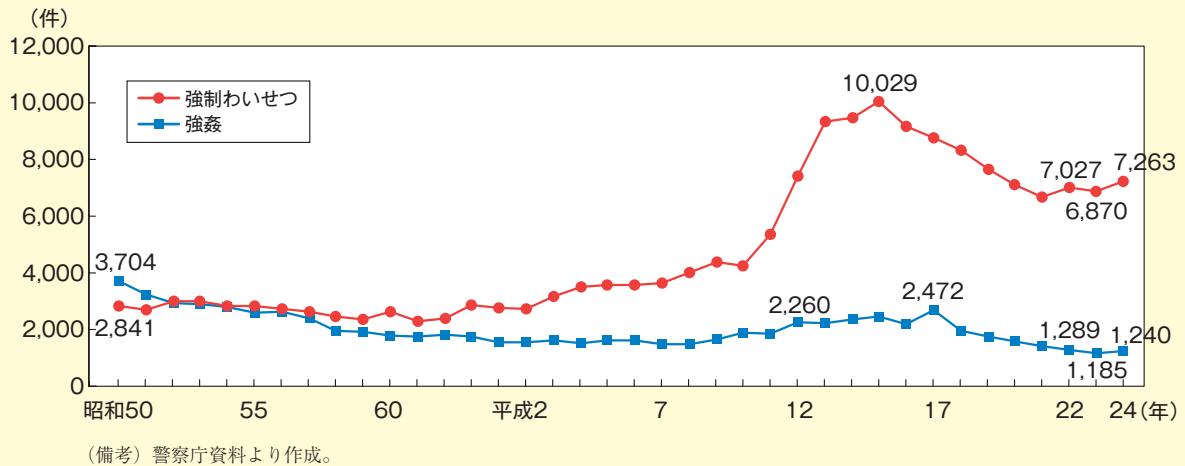
強制わいせつの認知件数は、平成16年から続いていた減少傾向が22年は増加に転じ、23年には一旦減

少したものの、24年は7,263件であり、前年に比べ393件（5.7%）増加した。なお、警察では、女性警察官による被害者からの事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策等の性犯罪被害者支援を推進している（第1-5-10図）。

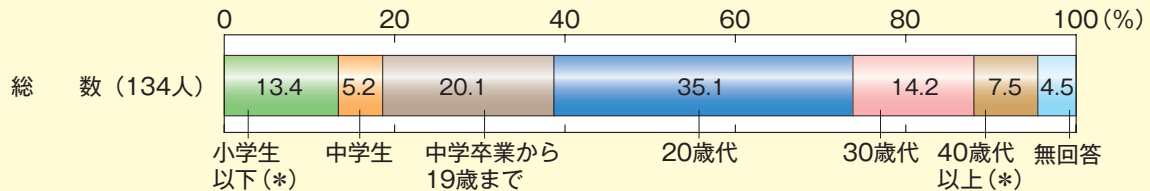
(異性から無理やり性交された経験)

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）において、女性（1,751人）に、これまで

第1-5-10図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移

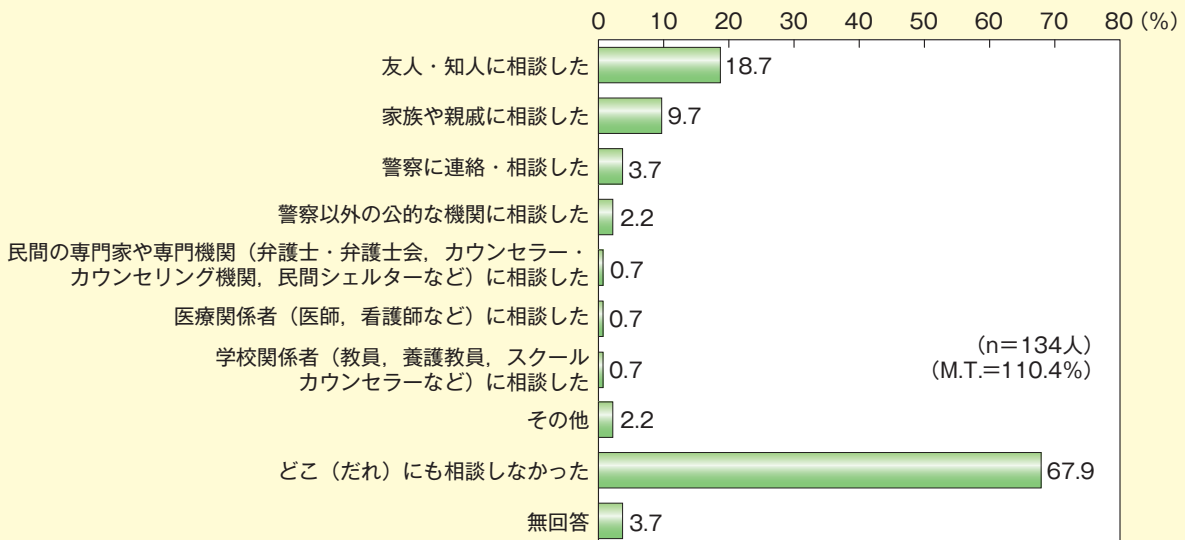


第1-5-11図 被害にあった時期



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
 *上記の図では、下記のように一部の選択肢を合算して表記している。
 小学生以下:「小学入学前」「小学生のとき」の合算
 40歳代以上:「40歳代」「50歳代以上」の合算

第1-5-12図 被害の相談先(複数回答)



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。

に異性から無理やりに性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が4.1%、「2回以上あった」が3.5%で、被害経験がある女性は7.7%となっている。

被害にあった時期としては、「20歳代」が35.1%で最も多く、次いで「中学卒業から19歳まで」が20.1%となっており、「30歳代」が14.2%となってい

る。低年齢で被害を受けた者の状況は、「中学生」が5.2%、「小学生以下」が13.4%となっている（第1-5-11図）。

異性から無理やりに性交されたことがあった女性のうち、被害について「どこ（だれ）にも相談しなかった」者は67.9%で6割を上回っている（第1-5-12図）。

第3節 売買春の実態

（売春関係事犯検挙件数等）

平成24年中の売春関係事犯検挙件数は1,282件となり、前年と比べ減少した。また、要保護女子総数は897人で前年に比べ減少したが、そのうち未成年者が占める割合は27.8%と、前年に比べ2.3ポイント上昇している（第1-5-13図）。

（児童買春検挙件数）

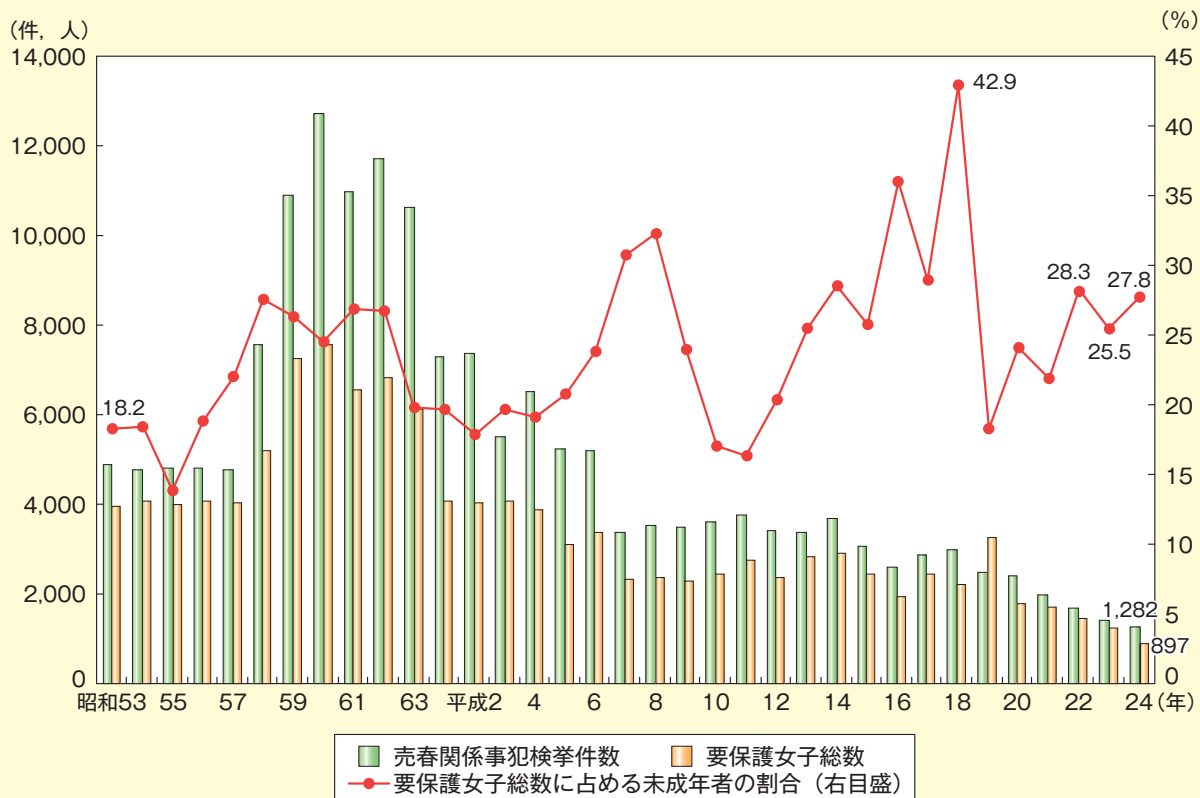
平成24年中の児童買春事件の検挙件数は695件（前年比147件減）であり、このうち、出会い系サイトの利用に起因するものが213件（30.6%）、コミュニティサイトに起因するものは235件（33.8%）となっている。

第4節 人身取引の実態

（人身取引事犯検挙件数等）

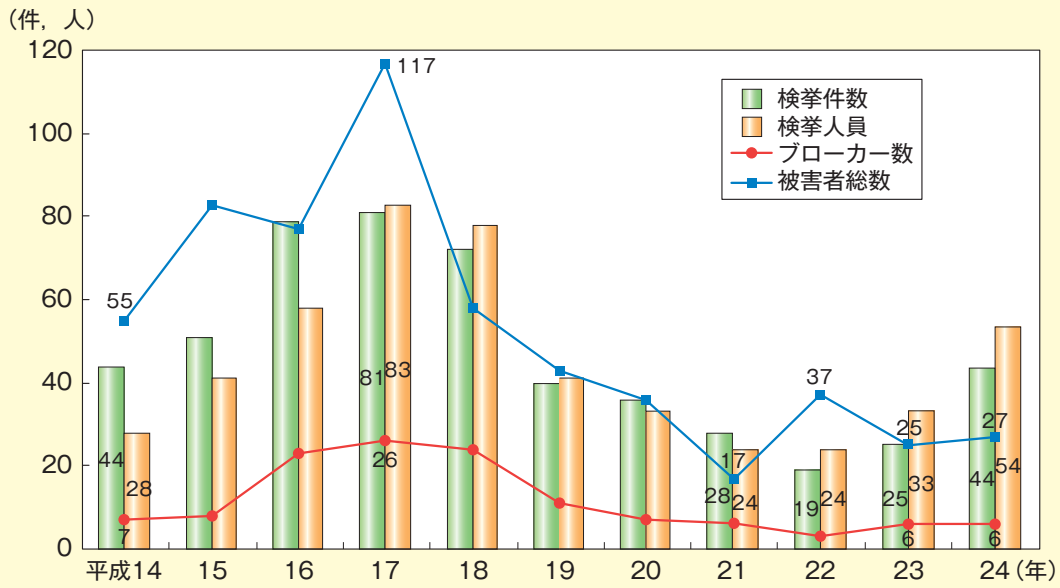
警察庁の統計によると、平成24年中における人身取引事犯の検挙件数は44件、検挙人員は54人であり、検挙人員のうちブローカーが6人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は27人と前年に比べ2人（8.0%）増加している（第1-5-14図）。被害者の国籍は、フィリピン及び日本が11人と最も多く、次いでタイ3人の順となっている。

第1-5-13図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



（備考）警察庁資料より作成。

第1-5-14図 人身取引事犯の検挙状況等



(備考) 警察庁資料より作成。

第5節

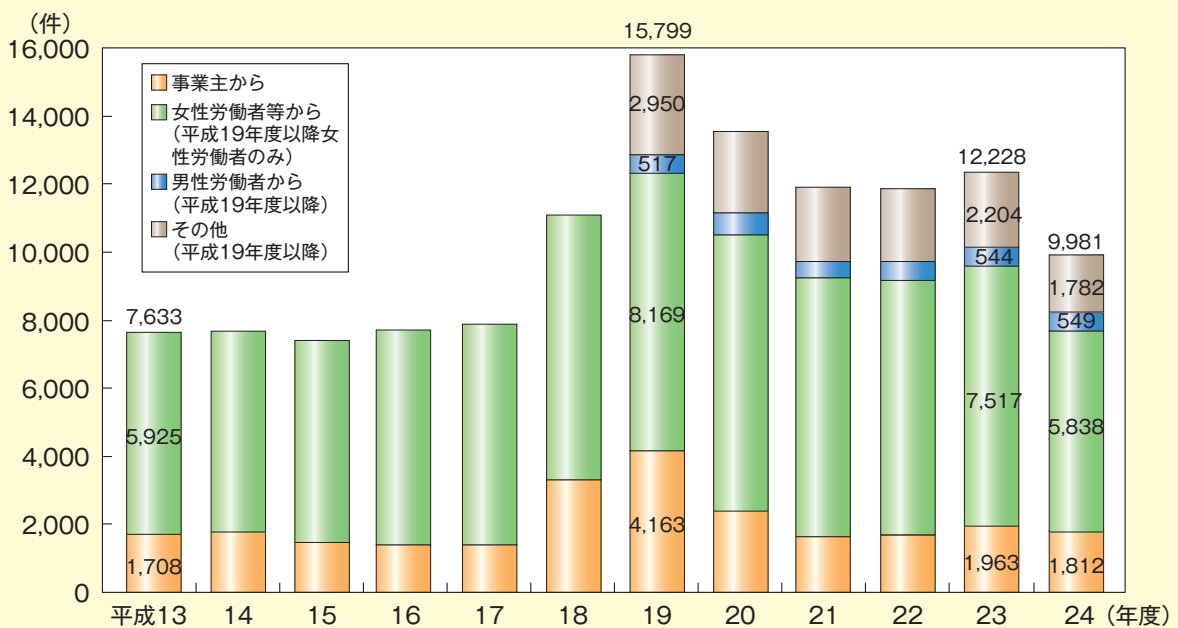
セクシュアル・ハラスメントの実態

(雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成24年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せら

れたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は9,981件で、そのうち女性労働者からの相談件数は5,838件(58.5%)で全体の約6割を占めている(第1-5-15図)。

第1-5-15図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

第6節 ストーカー行為の実態

(ストーカー事案の認知件数)

平成24年中のストーカー事案の認知件数は、1万9,920件で、前年に比べ5,302件（36.3%）増加している。また、被害者の87.4%が女性で、行為者の85.9%が男性となっている（第1-5-16図）。

(ストーカー規制法の適用状況)

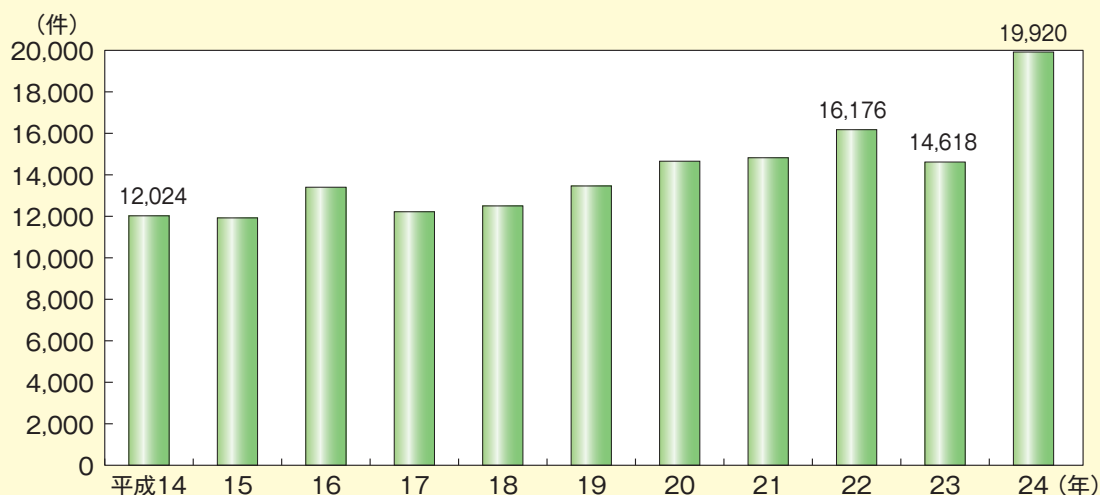
平成24年中のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は2,284件で、前年に比

べ996件（77.3%）増加している。警告に従わない者に対する禁止命令等は69件発令されている。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は340件で、前年に比べ143件増加している。禁止命令等違反での検挙件数は11件である。

平成24年中に、ストーカー規制法に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は4,485件で、前年に比べ1,714件（61.9%）増加している。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,574件（前年比471件増加）、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが535件（前年比80件増加）となっている。

第1-5-16図 ストーカー事案に関する認知件数



(備考) 警察庁資料より作成。

本章のポイント

- 乳児死亡率等は低下傾向。
- 平成23年の新規HIV感染者の報告数は減少，エイズ患者の報告者数は増加し，HIV感染者は過去4位，エイズ患者は過去最多。年齢では，HIV感染者は20歳代，30歳代に集中。
- 肥満者の割合は，男性は40歳代が最も高く34.8%，次いで50歳代が33.4%。女性は年代とともに上昇。女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多い。
- 女性の医療施設従事医師，同歯科医師の割合は年々上昇しているが，薬局・医療施設従事薬剤師の割合はここ数年横ばい。

(乳児死亡率等は低下傾向)

女性は，妊娠や出産をする可能性もあり，生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

母子保健関係の主要な指標について昭和50年から平成23年までの動向を見ると，いずれも総じて低下(改善)傾向となっている(第1-6-1図)。

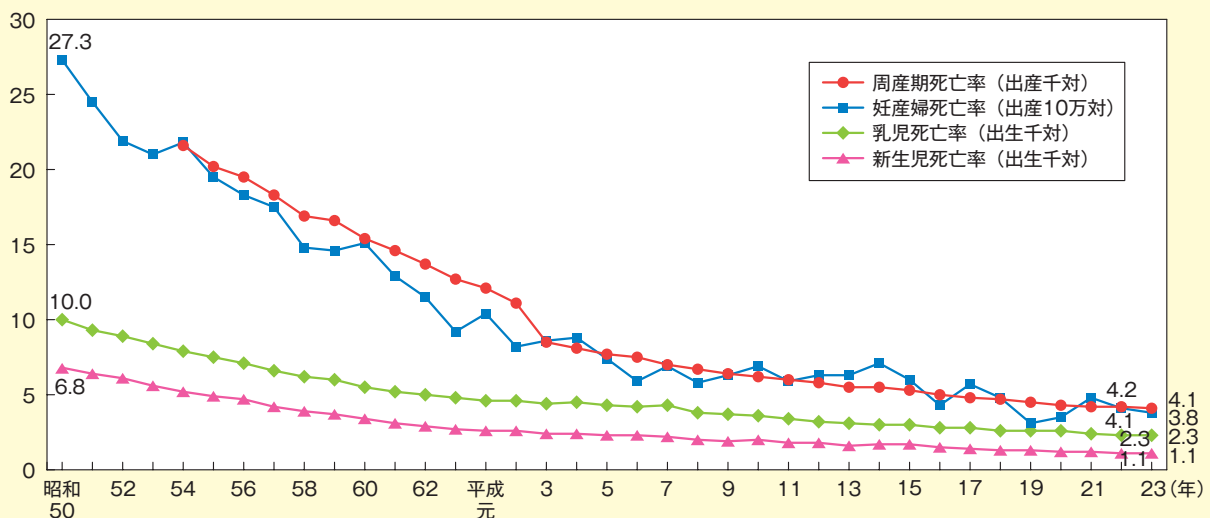
(年齢別周産期死亡率)

母の年齢別周産期死亡率を見ると，19歳以下の場合に全年齢の平均より高いほか，30歳代以降は年齢とともに増加する傾向にある(第1-6-2図)。

(総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数)

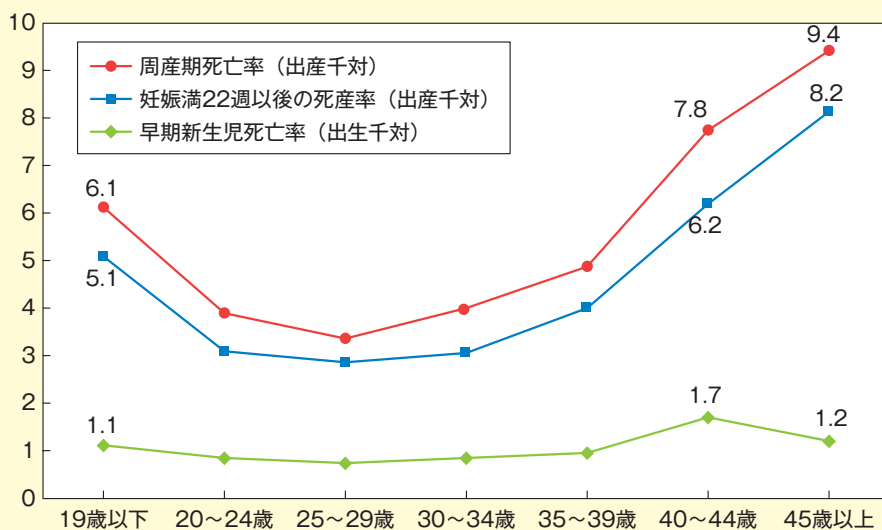
人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)について昭和50年から平成23年度までの動向を見ると，総数では件数，実施率共に総じて減少傾向にある(第1-6-3図)。また，20歳未満の件数の全年齢に占める割合は，昭和50年の1.8%から，平成14年度には13.7%となり，それ以降減少傾向にあったが，22年度以降2年連続で増加し，23年度には10.3%と，前年に比べ0.8ポイント上昇した。

第1-6-1図 母子保健関係指標の推移



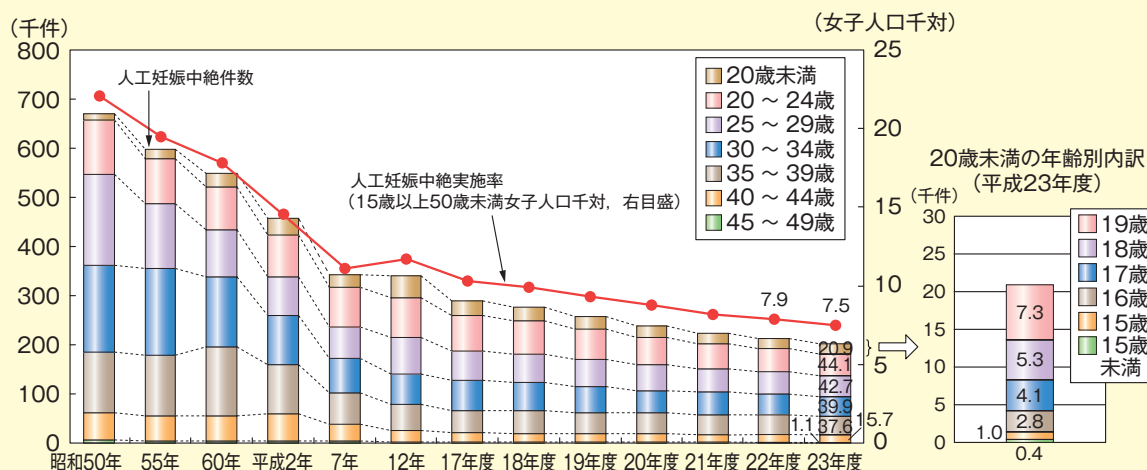
(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
 2. 妊産婦死亡率における出産は，出生数に死産数(妊娠満12週以後)を加えたものである。
 3. 周産期死亡率における出産は，出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

第1-6-2図 母の年齢別周産期死亡率（平成23年）



（備考）1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
2. 周産期死亡率及び妊娠満22週以後の死産率における出産は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

第1-6-3図 年齢階級別人工妊娠中絶の推移



（備考）1. 平成12年までは厚生省「母体保護統計」、17年度からは厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。
2. 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。
3. 実施率の「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算した。
4. 実施率の「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶」を用いて計算した。

（若年での感染が多いHIV感染者¹⁰）

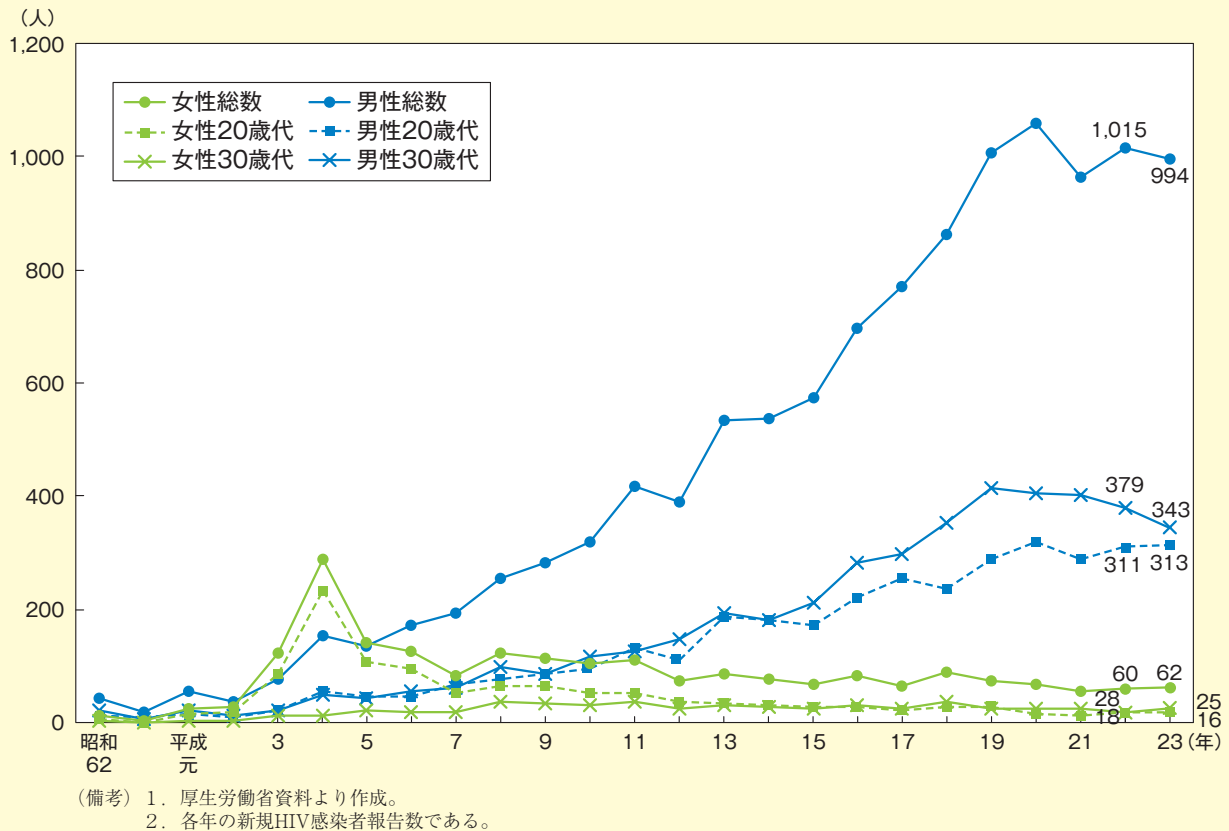
凝固因子製剤による感染例を除いて、平成23年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びエイズ患者の累計数は、HIV感染者数1万3,704人、エイズ患者数6,272人となっている。

平成23年に新規で感染が報告されたHIV感染者は

1,056人（第1-6-4図）、エイズ患者は473人で、前年に比べてHIV感染者の報告数は減少し、エイズ患者の報告数は増加した。HIV感染者は過去4位、エイズ患者は過去最多であった。HIV感染者の推定感染地域を見ると、全体の87.2%（921件）が国内感染となっている。

¹⁰ HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している者を指す。一方、エイズ患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、ニューモシスティス肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

第1-6-4図 HIV感染者の推移（男女別・年代別）



感染が報告された時点の年齢で年代別に新規で感染が報告された感染者数を見ると、20歳代が全体の31.2%、30歳代が34.8%を占めており、HIV感染者は20歳代、30歳代に集中している。

(女性のがん)

女性特有のがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらのがんの総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成23年)¹¹で見ると、子宮がんは5.5万人、乳がんは19.2万人となっている。

がんは早期発見が重要であるが、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)によると、我が国における女性のがん検診の受診率(過去2年間)は、子宮がん検診においては20歳以上で32.0%、乳がん検診においては40歳以上で31.4%であり、欧米諸国と比べて低い状況にある。

(健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」によると、肥満者の割合は、男性では、40歳代が34.8%と、他の年齢階級に比べて最も高く、次いで50歳代が33.4%となっている。女性では、年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、60歳代以上では約4人に1人となっている。一方、低体重(やせ)の割合は、女性では、20歳代が21.9%と最も高く、次いで30歳代が13.4%となっている。

また、厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査」によると、生活習慣病の予防・改善を目的とした生活習慣の改善に取り組んでいる者の割合は、男性48.2%、女性55.2%である。

生活習慣病の予防・改善のために普段の生活で心がけている内容で最も多いものは、男性では「食べ過ぎないようにしている」(45.4%)、女性では「野

¹¹ 宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

菓をたくさん食べるようにしている」(55.5%)である。一方、生活習慣病の改善に取り組んでいない理由は、男女とも「病気の自覚症状がない」と回答した者が最も多く、男性では51.6%、女性では50.9%である。運動習慣のある者の割合は、「平成23年国民健康・栄養調査」によると、男性で35.0%、女性で29.2%と平成22年と比べて変わらない。年代別に見ると、男性は70歳以上が、女性は60歳以上が最も高く、それぞれ約5割、約4割で、男性では50歳以下では30歳代を除くといずれも2割代、女性では、年代が下がるごとに低くなり、20歳代では9.5%となっている。

(喫煙率の動向)

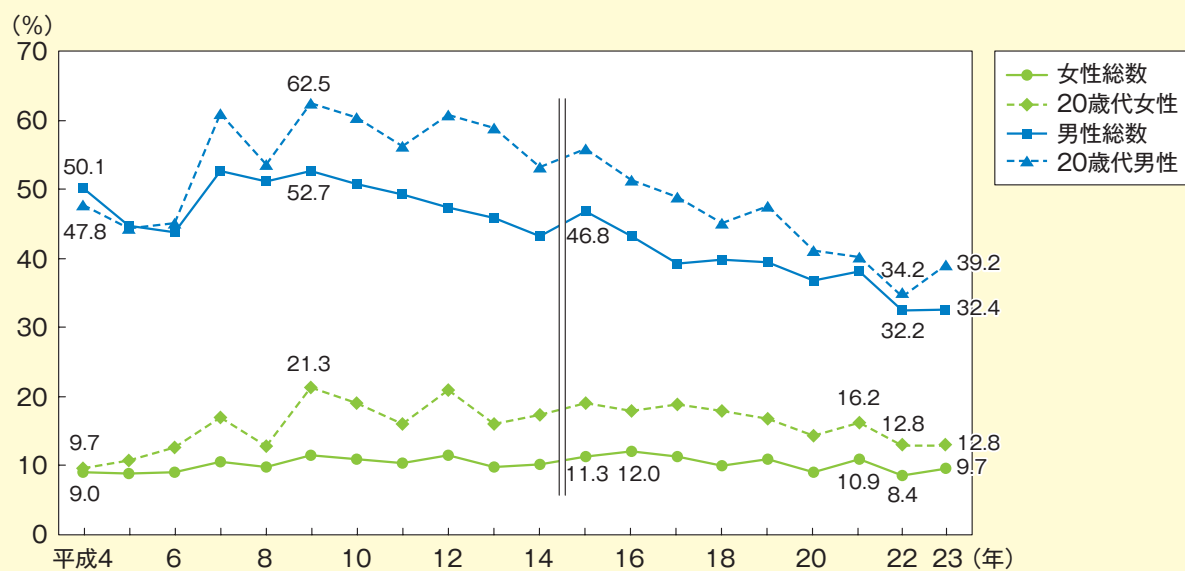
喫煙率の推移を男女別に見ると、男性は平成15年に46.8%だったものが23年には32.4%に低下しているが、女性は15年に11.3%だったものが23年には9.7%とほぼ横ばいで推移している。年代別に見ると、ここ数年20歳代男性の喫煙率が低下傾向にある(第1-6-5図)。

(上昇を続ける女性医師等の割合)

女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に進出する女性も増加しており、医療施設で働いている医師、歯科医師に占める女性の割合は引き続き上昇傾向にある。女性医師の割合は昭和51年の9.4%から平成22年の18.9%まで上昇を続けている。薬局・医療施設従事薬剤師に占める女性の割合は14年まで上昇していたが、それ以降は横ばいとなっている(第1-6-6図)。

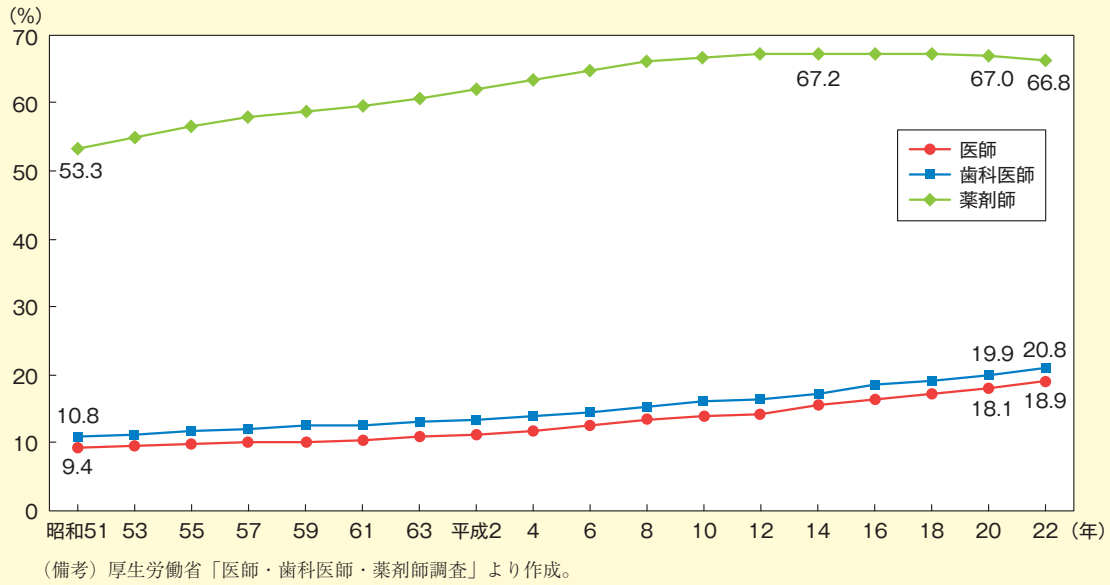
医師を取り巻く状況を見ると、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により女性医師の中には、育児、介護等と仕事との両立が難しい者もあり、医師不足が社会問題となっている中で、特に、産婦人科医、小児科医については新規に医師になる者の多い20歳代でそれぞれ67.7%、49.6%となっている女性医師の割合が、年齢が上がるにしたがって低くなる傾向がうかがえ、こうした状況を放置すると一層深刻な問題となるおそれがある(第1-6-7図)。

第1-6-5図 喫煙率の推移(男女別・年代別)

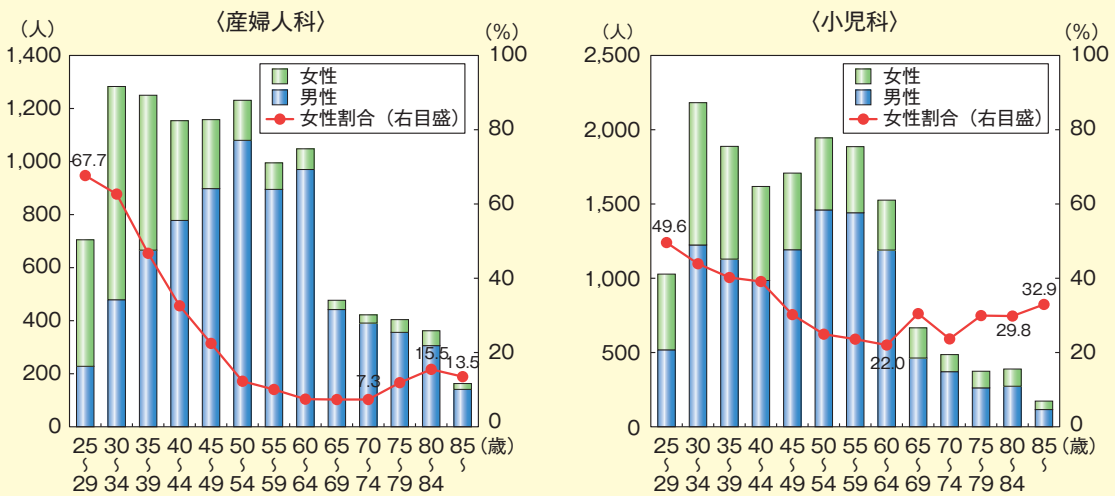


(備考) 1. 平成14年までは厚生労働省「国民栄養調査」、15年からは厚生労働省「国民健康・栄養調査」より作成。
2. 「国民栄養調査」と「国民健康・栄養調査」では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

第1-6-6図 女性の医療施設従事医師，同歯科医師，薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



第1-6-7図 年齢階級別医師数の男女比（産婦人科，小児科）



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成22年）より作成。
2. 産婦人科の医師とは，主たる診療科が産婦人科と産科の医師である。